

SETOGIWA TIMES

発行所：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702 号 Tel: 06-6946-9505

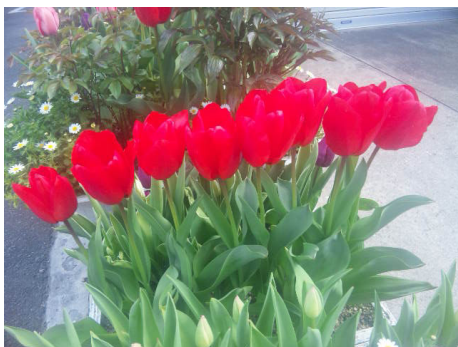
① 父は誰？ 母は？

人工授精、体外受精などの技術を使って妊娠・出産をサポートする生殖補助医療は、子どもを授かるのが難しい夫婦にとって救いの神となるようですが、いくつかの問題があり社会に全面的に受け入れられるには至っていません。

日本では法律や裁判例に基づき、「結婚している間に妻のおなかにできた子は夫の子」と推定され、「子を出産した者が母である」とされています。

夫婦の卵子・精子を使った医療補助生殖で妻が出産した場合、自然生殖であったか医療補助生殖であったかの違いはありますが生まれてくる子どもが夫婦の子どもである点において違いはありません。

問題とされるのは、それ以外のケースです。



◆父の場合：夫以外の男性から精子の提供を受けて（非配偶者間人工授精＝A I D）妻が子を出産した場合、父は誰なのか？

戸籍上は夫の子として受け付けられますが、A I Dによって生まれた子どもを夫が「自分の子ではない」と訴え、認められたケースがあります。夫がA I Dに同意していたか否かにかかわらず訴えは認められるようです。

◆母の場合（A～Cは体外受精）

- A. 妻以外の女性から卵子の提供を受けて妻が出産した場合、母は誰なのか？
- B. 夫婦の卵子・精子を使い、第三者の女性に依頼して代理出産してもらった場合、子の母は妻なのか子どもを妊娠・出産した代理母なのか？
- C. 妻以外の女性の卵子と夫の精子によって、代理母が妊娠・出産した場合は？
- D. 夫の精子を人工授精して代理母が妊娠・出産した場合は？

実は法律的にもきちんとした決まりはできていません。A～Dいずれも現状役所は「子を出産した者」を母として出生届けを受け付けるしかないようです。

① 自由であること

「誰を父と呼び、誰を母と呼ぶべきか」ということのほかに、「自己決定権は尊重されているか」ということも気になります。「私は、産みたい」という意思表示は当事者自身の自由意思に他ならないと、本当に言えるでしょうか。

人は所属する集団の傾向に左右されがちです。夫婦双方の親きょうだいや、すでに子どもを持つ友人たち、「親切的な」隣人たち、彼らが発する、質問・提案・助言・指導、それらは有形無形の圧力となっていないでしょうか。

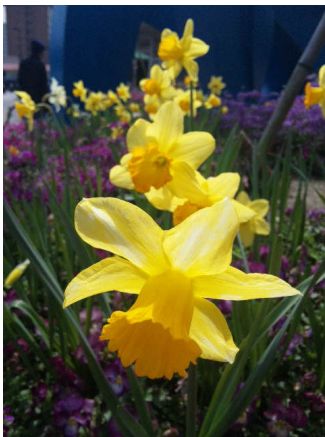
「結婚したら子どもができて当然だ」という周囲の圧力＝「世間の常識」に抵抗し切れず、不妊治療に踏み切ったという人はいないでしょうか。

仮に親自身は自由意思で踏み切ったとしても、A I Dによって生まれた女性の「自分の中の空白を埋められない」という言葉（自分の出自を知る権利）を親として無視することはできないでしょう。

① 血縁か養育か

DNA鑑定は「『夫の子ではない』という判定はほぼ確実だが、『夫の子である』という判定の確実性は充分ではない」と言われています。

現実の親子の関係は鑑定によらず「自分の子である」と信じることによって、「自分の子として育てよう」という意思によって築かれています。中には、血のつながりはなくても「自分の子でないことを承知の上で育てる。」「自分の子ではないが自分の子であるように育てる。」という親子関係もあります。



乳幼児の虐待が毎日のようにニュースになると、たとえ血縁が無くても子どもの幸せを願い、子どもを大事に育てたいと願う者が親になればいいのではないかとさえ思えます。

何らかの事情で、実の両親が養育できない子どもを、養父母が実の子どもに近い形で迎える「特別養子縁組制度」があります。現に求める者と求められる者がいるわけですから、不完全な部分が残るとは言え、この制度は望ましい姿への橋渡しとなるのではないのでしょうか。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com